

重要事項説明書並びに同意書

様

<事業の目的>

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。

<運営の方針>

当事業所は、要介護状態となった場合においても、尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

当事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けてそれらの結果を公表し常にその改善を図ります。

1 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
八王子市指定（事業所番号 1392900344） 平成 25 年 10 月 1 日指定（事業開始）
- (2) 事業所の名称 城山介護 24 時間サービス
- (3) 事業所の所在地 東京都八王子市川町 843-4
- (4) 連絡先 TEL：042-668-7322 FAX：042-652-1788
- (5) 管理者氏名 河島 佳子
- (7) 設備の概要

設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備または備品を備えます。

また、次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。

- ① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器
- ② 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器
- ③ 利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器（各世帯につき 1 台を無償貸与）

2 通常の事業の実施地域及び営業時間

- (1) 事業の実施地域 八王子市内日常生活圏域（元八王子、もとはち南、長房、高尾）
※圏域外の場合は個別に相談致します。
- (2) 営業日及び時間 24 時間 365 日

3 当事業所が提供するサービス

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常 9 割又は 8 割・7 割が介護保険から支給されます。

- ① 定期巡回サービス 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
- ② 随時対応サービス あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
- ③ 随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

(2) サービスの概要

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

- ② 随時対応サービスを適切に行うため、オペレーターは訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し適切な相談及び助言を行います。
- ③ 随時訪問サービスの提供にあたっては、オペレーターの判断に基づき、迅速に対応し必要な援助を行います。
- ④ 訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する当事業所が連携の契約を取り交わした（以下「連携する」という）指定訪問看護事業所及び主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、連携する指定訪問看護事業所により提供されます。

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	職務の内容
1. 管理者 介護福祉士等	1名（兼務）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業者及び業務の一元的な管理 ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令
2. オペレーター 介護福祉士等	1名以上 （内1名以上は常勤）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族からの通報を随時受け付け、適切に対応 ・利用者又はその家族に対して、適切な相談及び助言
3. 計画作成責任者 介護福祉士等	1名以上 （内1名以上は常勤）	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び交付 ・サービス提供の日時等の決定 ・サービス利用の申込みに係る調整、サービス内容管理
4. 定期巡回サービス 介護福祉士等	交通事情、訪問頻度等を 勘案し適切にサービス提 供ができる必要数以上	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
5. 随時訪問サービス 介護福祉士等	専ら随時訪問サービスに 当たる訪問介護員1名以 上（兼務可）	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターからの要請を受けての利用者宅訪問

5 サービス利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

- ① <契約書別紙>に定めるサービス料金表によって、利用者の要介護度等に応じた金額をお支払いいただきます。尚、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額の1割又は2割・3割（ただし、利用者負担金の減免・公費負担がある者、一定以上所得者、介護保険料未納者は、その負担率による。）をお支払いいただきます。
- ② 利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。その場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ③ 厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（自費サービス）

介護保険の給付対象にならないサービスで、当事業所に利用者より依頼のあったサービスについては、<契約書別紙>に定める料金表によってお支払いいただきます。

(3) その他の費用

① 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費相当分（1枚につき10円）をご負担いただきます。

② 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、1回あたり10円利用者にご負担頂きます。

③ コール機

コール機は無償貸与です。ただしコール機を紛失された場合、本体代金を原則として全額ご弁済していただきますのでご了承ください。

(4) 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、当事業者が発行する利用請求書に基づき翌月末日までに、原則口座引き落としにてお支払い下さい。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うと共に、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとする。また万一、合鍵を紛失した場合は速やかに利用者及びその家族等に連絡をし、別途交付する文書の通り必要な措置を講じるものとします。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 当事業所に依頼のあった自費サービス以外の介護保険の給付対象でないサービスの提供
- ② 医師法に定める医療行為に該当する行為

(3) 提供の拒否の禁止

利用者からの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の申込みに対しては、当該事業所の現員からは利用申込みに応じ切れない場合、又は通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、提供を拒否することはできません。

(4) サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

(5) 受給資格等の確認

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行います。

(6) 悪天候時並びに災害時の対応

サービス提供前日、もしくは当日のサービス提供前において、悪天候（台風、積雪、豪雨等）並びに災害（震災等）により道路事情等のためサービス提供が困難な場合、又はサービス提供が困難であろうと予想された場合、サービス提供時間およびサービス提供自体の調整をさせていただく場合があります。

7 勤務体制の確保

(1) 法令遵守

当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、介護保険法に定められた人員に関する基準に則って、従業者の勤務の体制を定めています。

(2) 従業員研修

当事業所は、従業者の資質向上のために次の通り研修の機会を確保し、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等の研鑽を行います。

8 地域との連携

(1) 介護・医療連携推進会議の設置

当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議（以下「推進会議」とする）を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

(2) 推進会議の開催

推進会議の開催は、概ね6カ月に1回以上とします。

(3) 推進会議のメンバー

推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市町村の職員又は高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の職員等、当該事業について知見を有する者等とします。

(4) 推進会議の記録

推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すると共に、当該記録を公表します。

9 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき以下の事項について協力を得るものとします。

- ① 訪問看護サービス
- ② 利用者に対するアセスメント
- ③ 随時対応サービスの提供にあたっての連絡体制の確保
- ④ 推進会議への参加
- ⑤ その他必要な指導及び助言

10 サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所ではその提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの相談・苦情に対して、相談・苦情を受け付ける窓口を下記のように設置して、適切に対応するものとします。

① 当事業所における相談・苦情の受付

当事業所におけるご相談や苦情は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付窓口	城山介護 24 時間サービス 担当者 河島佳子
受付時間	9:00~17:00
電話番号	042-668-7322

② 行政機関その他苦情受付機関

八王子市高齢者福祉課 相談担当窓口	所在地	八王子市元本郷町 3-24-1
	電話番号	042-620-7420
	受付時間	8:30~17:00（土日祝日除く）
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
	電話番号	03-6238-0177
	受付時間	9:00~17:00（土日祝日除く）

(2) 相談・苦情に対する対応方法

概ね次の手順により、相談及び苦情について対応します。

- ① 受付担当者が報告書を作成する。
- ② 事業所内において、受付担当者を中心として相談・苦情対応のための会議を開催する。
- ③ 問題・課題点の整理、今後の改善策について話し合い、再発の防止に努める。
- ④ 受付担当者が決めた対応担当者が改善策・防止策について相談者に回答し文書で記録を残す。

(3) その他事項

サービスの提供にあたり、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心掛けるよう職員指導を行います。また、苦情まで至らないケースであっても、利用者から希望相談などがあった場合、適宜検討会議を開催し、以後のサービス提供に資するよう工夫いたします。

11 情報の公表

事業所は、利用者が自ら介護サービス事業者を適切に選択できるよう「介護サービス情報の公表」制度に基づき、提供する介護サービスの内容や運営状況等を公表します。

12 サービスの質の向上に対する取り組み

- (1) 事業所は医療連携推進会議にて、八王子市により定められた評価表に基づき、自らが提供するサービスの質の評価を行い、改善を図ります。
- (2) 事業所は、ISO9001認証事業所です。ISO要求事項に基づき、一般内部監査、法令遵守専門内部監査を実施します。また外部機関により、定期的に事業所の運営状況が審査されます。
- (3) 事業所は、利用者・家族に対し、定期的に利用所満足度調査を実施します。

13 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、ご家族・関係機関等へ連絡します。また、事故状況や処置等の記録を致します。利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を致します。

14 秘密保持

事業者、サービス従事者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します

15 ハラスメント対策の強化

事業者は適切なサービスの提供を確保する観点から、利用者やその家族等から受けるものや職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

16 高齢者虐待防止の推進

1 事業者は利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、適切に実施するための担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業者において、職員に対して、虐待の防止を図るための研修を定期的実施します。

17 感染症や災害への対応

1 事業者は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

2 事業者は感染症の予防及びまん延防止を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的開催します。

(2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための、指針の整備を図ります。

(3) 事業者において、感染症の予防及びまん延防止のための、研修及び訓練を定期的実施します。

3 上記第1項および第2項は、3年間の経過措置期間を設け、令和6年3月31日までに実施します。

18 法人の概要

- ① 名称と法人種別 名称：八王子保健生活協同組合
法人種別：生活協同組合
- ② 代表者名 代表理事 杉本 淳
- ③ 法人所在地 東京都八王子市元八王子町3丁目 2872 番地 1
TEL 042-661-4413 FAX 042-661-4473
- ④ 担当事業所以外の事業所
城山病院
はちせい健友クリニック
城山病院通所リハビリ結生
城山病院訪問リハビリ結生
指定訪問看護事業所 城山訪問看護ステーション
指定訪問介護事業所 城山介護サービス
八王子市高齢者あんしん相談センター高尾 (八王子市受託事業)
八王子市高齢者あんしん相談センター元八王子 (八王子市受託事業)
指定居宅介護支援事業所 たかお
指定居宅介護支援事業所 だいらく
指定通所介護事業所 いきいきラウンジ爽社
地域密着型指定通所介護事業所 いきいきラウンジ栄社
指定小規模多機能居宅介護 小規模多機能 快社
指定訪問看護事業所 城山みなみ訪問看護ステーション
福祉用具サービス こもれび
シルバーふらっと相談室 館ヶ丘 (八王子市受託事業)
サテライト 悠社

以上、八王子市内に17ヶ所

附則

平成25年10月1日 施行 平成26年4月1日 改訂施行 平成27年3月3日改訂施行
平成27年4月1日改訂施行 平成27年6月1日改訂施行 平成27年8月1日改訂施行
平成28年10月15日改訂施行 平成28年11月25日改訂施行 平成29年4月11日
平成30年4月1日 令和1年8月1日改正施行 令和1年10月1日 令和3年7月1日改訂施行
令和4年10月1日改訂施行

＜契約書別紙＞

計画作成責任者（ 小池 美和 ）

1 サービスの開始

令和 6年 7月 8日よりサービスを開始します。

2 サービス内容・料金

ご契約いただくサービス内容・料金は介護支援専門員から交付される「サービス利用票」をご参照ください。

3 基本利用料及び加算料金表

(1) サービス利用料金

- ① 下記のサービス料金表によって、利用者の要介護度等に応じた金額をお支払いいただきます。尚、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額の1割又は2割・3割（ただし、利用者負担金の減免・公費負担がある者、一定以上所得者、介護保険料未納者は、その負担率による。）をお支払いいただきます。
- ② 利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。その場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ③ 厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

・基本料金（1ヶ月ごとの定額料金です）

要介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅱ（連携型）一割負担・二割負担・三割負担
要介護1	5,446 単位
要介護2	9,720 単位
要介護3	16,140 単位
要介護4	20,417 単位
要介護5	24,692 単位

夜間にのみサービスを必要とする利用者

定額	基本夜間訪問サービス費	989 単位/月
出来高	定期巡回サービス費	372 単位/回
	随時訪問サービス費（Ⅰ）	567 単位/回
	随時訪問サービス費（Ⅱ）	764 単位/回

※1ヶ月に満たない契約期間のサービス利用及び短期入所系サービス利用に伴う利用料金は、サービス利用日数に基づいて日割計算した金額とします。）2割負担は平成27年8月1日より3割負担は平成30年8月1日より、対象者のみ適用となります。

・加算及び減算料金

通所系サービス利用時の調整	通所系サービス（通所介護や通所リハビリテーション等）を受けている利用者に対して、当該サービスを行った場合	要介護1	-62 単位/日
		要介護2	-111 単位/日
		要介護3	-184 単位/日
		要介護4	-233 単位/日
		要介護5	-281 単位/日
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合	30 単位/日	
同一建物減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	-600 単位/月	

口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合。	50 単位/回
----------	--	---------

※同一建物減算については、区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いる。

総合マネジメント体制強化加算	適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備についての評価	1200 単位
サービス提供体制強化加算 (I)	厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の人員配置がなされている場合	750 単位
介護職員処遇改善加算 (I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1 ヶ月につき 介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬×24.5%
生活機能向上連携加算 (I)	リハビリ職員・医師等からの助言を受け、計画作成責任者が生活機能向上を目的とした計画を作成した場合	100 単位
生活機能向上連携加算 (II)	リハビリ職員・医師等が利用者宅を訪問し身体状況を把握した上で身体状況等の評価を共同で行い、訪問介護計画書を作成した場合	200 単位

※介護職員処遇改善加算 (I) については、令和 6 年 6 月より施行

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

自費サービス

介護保険の給付対象にならないサービスで、当事業所に利用者より依頼のあったサービスについては、以下の料金表によって全額お支払いいただきます。

<自費サービス料金表>

【生活援助】

30分	1400円
30分追加毎	1400円追加
介護保険と併用	1000円

【身体介護】

30分	2700円
30分追加毎	2200円
介護保険と併用	1200円/30分

※朝:6:00~8:00 2割5分増 夜:18:00~22:00 2割5分増 深夜:22:00~6:00 5割増

連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
城山介護 24 時間サービス
東京都八王子市川町 843-4
指定事業者番号：1392900344
管理者 河島佳子

以上の契約を証するため本書二通を作成し、利用者（又は代理人及び家族代表）と事業者双方が記名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

令和 6年 7月 8日

事業所名	城山介護24時間サービス
指定事業者番号	1392900344
住所	八王子市川町843-4
電話番号	042-668-7322
管理者名	河島 佳子
説明者名	小池 美和 印

○ 重要事項説明書

私は、これからサービスを受ける定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、契約の重要な事項に関して、説明を受けました。

○ 契約書別紙

契約書別紙の説明を受け了承しました。

○ 契約書の締結

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の契約を契約書条件に従い締結します。

令和 年 月 日

利用者 または代理人	住所
	氏名 印
	利用者との関係（ ）

家族の代表	住所
	氏名 印
	利用者との関係（ ）

患者様・ご利用者様の個人情報の保護を万全の態勢で取り組みます。

八王子保健生活協同組合の各事業所では個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについての苦情やお気づきの点がございましたら、お気軽に窓口までお申し出下さい。

八王子保健生活協同組合 理事長 杉本 淳

(1)皆様からお預かりする個人情報を下記の目的で利用します。

- ①事業所が患者・利用者に提供する医療・介護サービス
- ②医療保険・介護保険事務
- ③事業所の管理運営業務のうち、
 - 入退院・入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該患者・利用者の医療・介護サービスの向上
 - サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 事業所の内部において行われる学生への実習の協力
 - 事業所の内部において行われる症例検討等
- ④組合員以外の患者・利用者に対する保健生協活動のご案内

(2)皆様からお預かりする個人情報を、他の事業者等に対し、下記の目的で提供することがあります。

- ①事業所が患者・利用者等に提供する医療・介護サービスのうち
 - 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携
 - 他の医療機関等からの照会への回答
 - 患者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - 家族等への病状・心身の状況説明
- ②医療保険事務・介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - 情報管理保守の委託、その他の業務委託
 - 保険事務記録等の保管の委託
- ③事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における事業者等へのその結果の通知
- ④損害賠償保険などに関わる専門団体、保険会社等への相談又は届出等
- ⑤その他外部監査機関への情報提供

付 記 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を窓口までお申し出下さい。お申し出のないものにつきましては、同意して頂けたものとして取り扱わせていただきます。又、お申し出についてはいつでも撤回・変更することができます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用に係る情報提供同意書

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用にあたり、私は利用者及びその家族の個人情報については、次に定める条件で必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

家族代表

住所 _____

氏名 _____ 印

1 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの等】

- ① 利用者の介護サービスの向上のための居宅サービス計画に係る諸会議
- ② かかりつけ医師との協議
- ③ 利用者に居宅サービスに提供する他の居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ④ 事故発生した場合の区市町村・東京都への連絡
- ⑤ 利用者からの苦情に関して区市町村等が行う調査への協力
- ⑥ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑦ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【任意に事業者が（法人）が行うもの】

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等において行われる学生の実習への協力

2 使用にあたっての条件

- ① 個人の情報の提供は、必要最小限とし、提供にあたっては関係するもの以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- ② 個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと

事業者名 城山介護 24 時間サービス

住 所 八王子市川町 843-4

電話番号 042-668-7322

管理者名 河島 佳子

